

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年7月8日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900422号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000016号

## 第1 結論

1 請求期間のうち、請求者のA社における平成28年5月1日から平成29年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年5月から平成29年2月までの標準報酬月額については、28万円とすることが必要である。

平成28年5月から平成29年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年5月から平成29年2月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年2月1日から平成29年3月1日まで

年金記録を確認したところ、事業主が年金事務所に対し、報酬の変動を報告していないことが分かった。

年金事務所に相談した結果、平成29年3月1日以降の標準報酬月額は訂正されたが、報酬の変動があった平成28年2月1日から同年5月1日までの期間については訂正されず、同年5月1日から平成29年3月1日までの期間は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。

請求期間については、報酬に見合った厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成28年5月1日から平成29年3月1日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書及びB市から提出された給与支払報告書(個人別明細書)によ

り、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 28 年 5 月 1 日から平成 29 年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成 28 年 5 月 1 日から平成 29 年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は得られないものの、当該期間について年金事務所は、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が未提出であり、保険者算定を行っていることから、事業主は、給料支払明細書等により確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成 28 年 5 月から平成 29 年 2 月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 28 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額（20 万円）を上回るものの、当該明細書及び日本年金機構の回答から判断できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900670号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000017号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(以下「請求対象事業所」という。現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年10月1日から平成4年7月1日まで

平成3年7月に、一般社員からマネージャーに昇進したことで給料が大幅にアップしたにもかかわらず、年金の記録では、同年10月から、それまでの標準報酬月額よりも低い標準報酬月額に決定されている。調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る退職願により、請求者が、請求対象事業所において、マネージャー職であったことは確認できる。

しかしながら、B社は、請求者の給与額及び厚生年金保険料控除額が確認できる賃金台帳等の資料を保管しておらず、マネージャー職の給与額が確認できる賃金規程等の給与関連資料も保管していない旨回答している。

また、請求期間当時、請求対象事業所が加入していたC健康保険組合は、請求者の健康保険に係る記録は保存期間経過のため確認できない旨陳述しており、請求期間後に同社が加入したD健康保険組合も、請求者の健康保険に係る記録は確認できない旨回答している。

さらに、公共職業安定所は、保存期間が経過していることから、請求者の請求対象事業所に係る離職前12か月の賃金額の記録が確認できる資料はない旨及び離職票交付の記録がないことから、請求者の同社に係る賃金日額の登録がない旨回答している。

加えて、請求者が給与の振込先であったとする金融機関の担当者は、預金口座の履歴は10年保存であることから、請求期間に係る給与振込口座の履歴は保存されていない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情がない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。